

漁町住居表示事業の 実施について

令和6年9月

令和6年10月更新

恵庭市生活環境部市民課

はじめに

住居表示事業とは	3～8
住居表示（住所）の設定方法	9～11
住所と地番の関係	12
住所と本籍の関係	13
標識等の設置	14～15
住居表示のメリット	16
住居表示実施後の手続き	17～21
実施スケジュール（予定）	22
おわりに	23

住居表示事業とは①

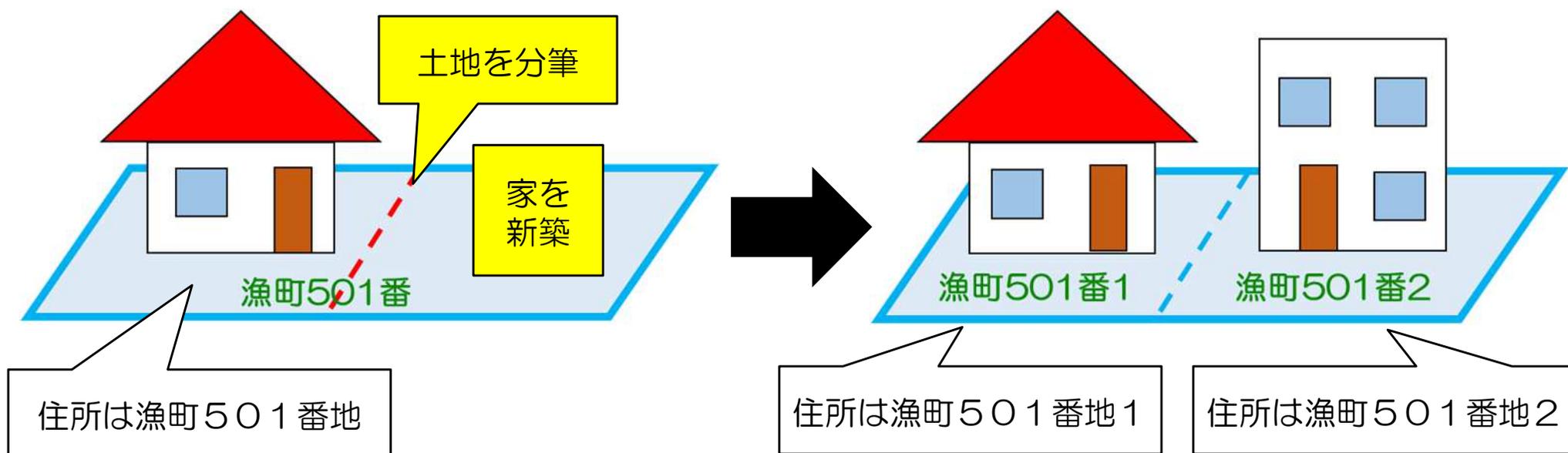
現在、漁町では「漁町〇〇番地」または「漁町〇〇番地〇」という不動産登記における土地の地番を住所として使用しています。

【例】



住居表示事業とは②

しかし、地番は土地を複数に分けたり（分筆）、ひとつにまとめたり（合筆）すると変わります。

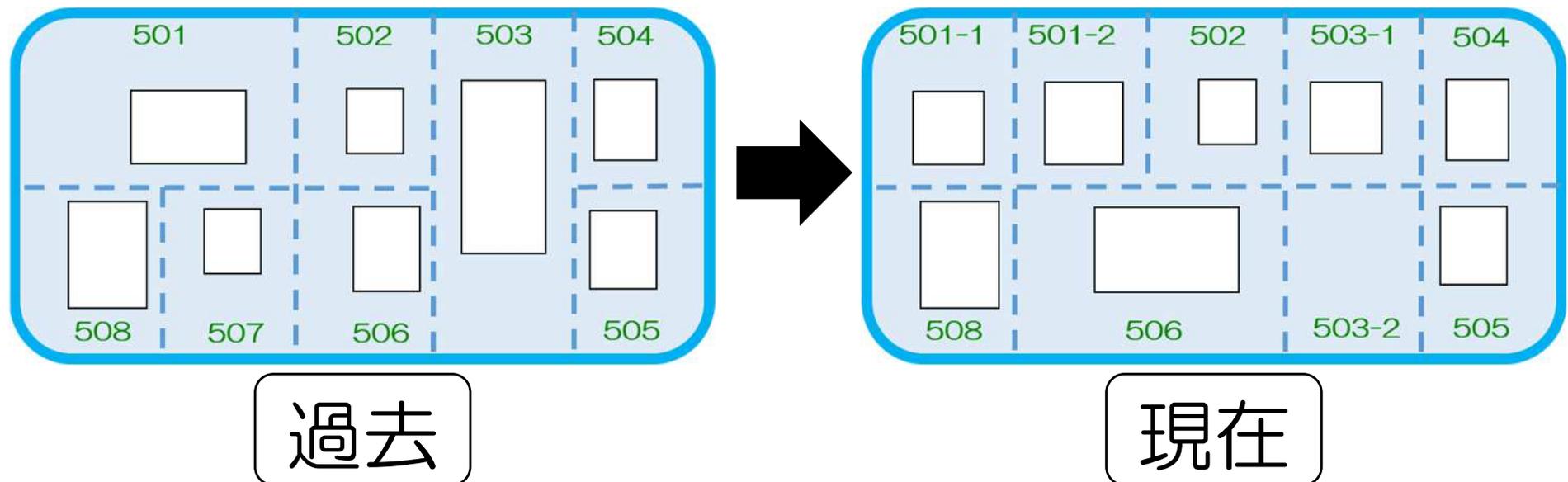


※住所変更手続きをしなければ漁町501番地のまま

住居表示事業とは③

そのため、長い年月の中で地番が順序良く並んでいなく、住所がわかりづらくなってしまっているところがあります。

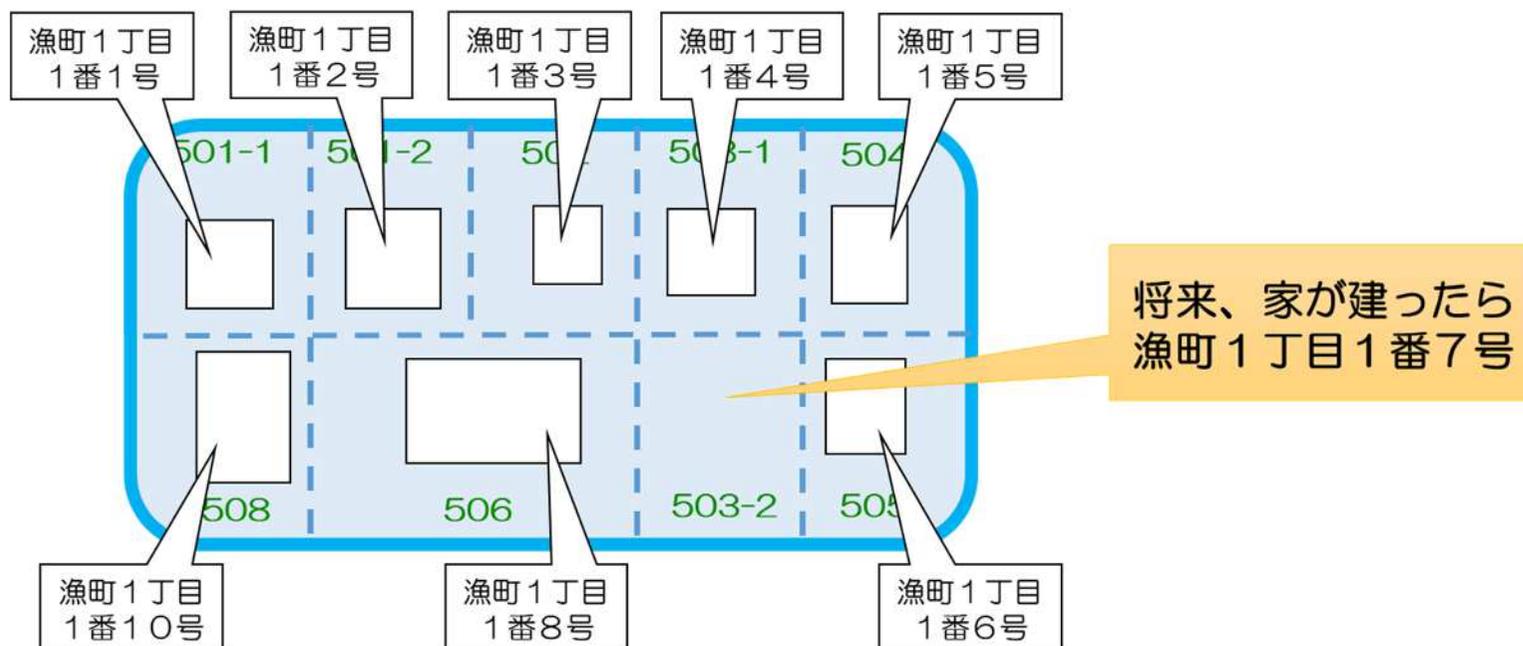
【例】



住居表示事業とは④

そこで、新たに「漁町〇丁目〇番〇号」という地番とは別の番号を付けていき、住所をわかりやすくする事業が「住居表示事業」です。

【例】



住居表示事業とは⑤

住居表示事業実施地区で建物を新築（建て替え含む）した場合は、市役所に「建築物の新築届出書」を提出する必要があります。

これにより建物の住所（〇〇町〇丁目〇番〇号）を決定し、届出人に対して「住居番号の設定通知書」が交付されます。

【例】

【建物を新築】

土地の地番

漁町1丁目503番2

新築届出書
の提出



【住所を決定】

漁町1丁目 1番 7号
町名 街区符号 住居番号

※共同住宅の場合
漁町1丁目 1番 7-101号

住居表示事業とは⑥

恵庭市では、平成7年度より住居表示事業を開始し、これまでに市内18地区で実施しています。

実施年度	対象地区	新町名	実施年度	対象地区	新町名
H7年度	有明町	有明町1～6丁目	H14年度	和光町	和光町1～4丁目
H8年度	大町	大町1～4丁目	H15年度	牧場の一部	美咲野1～6丁目
//	文京町	文京町1～4丁目	H16年度	住吉町	住吉町1～4丁目
H9年度	白樺町	白樺町1～4丁目	H17年度	緑町	緑町1～2丁目
H10年度	駒場町	駒場町1～6丁目	H18年度	幸町	幸町1～4丁目
H11年度	桜町	桜町1～4丁目	H20年度	戸磯の一部	和光町5丁目
H12年度	島松本町	島松本町1～4丁目	H24年度	北柏木町の一部	北柏木町1～2丁目
//	島松仲町	島松仲町1～3丁目	H26年度	柏木町の一部	柏木町1～3丁目
H13年度	島松旭町	島松旭町1～4丁目	H27年度	柏木町の一部	柏木町4～5丁目
//	島松東町	島松東町1～4丁目	R2年度	相生町	相生町1～4丁目

住居表示（住所）の設定方法①

道路、河川などによって町の区域（〇丁目）を区切る

【例】

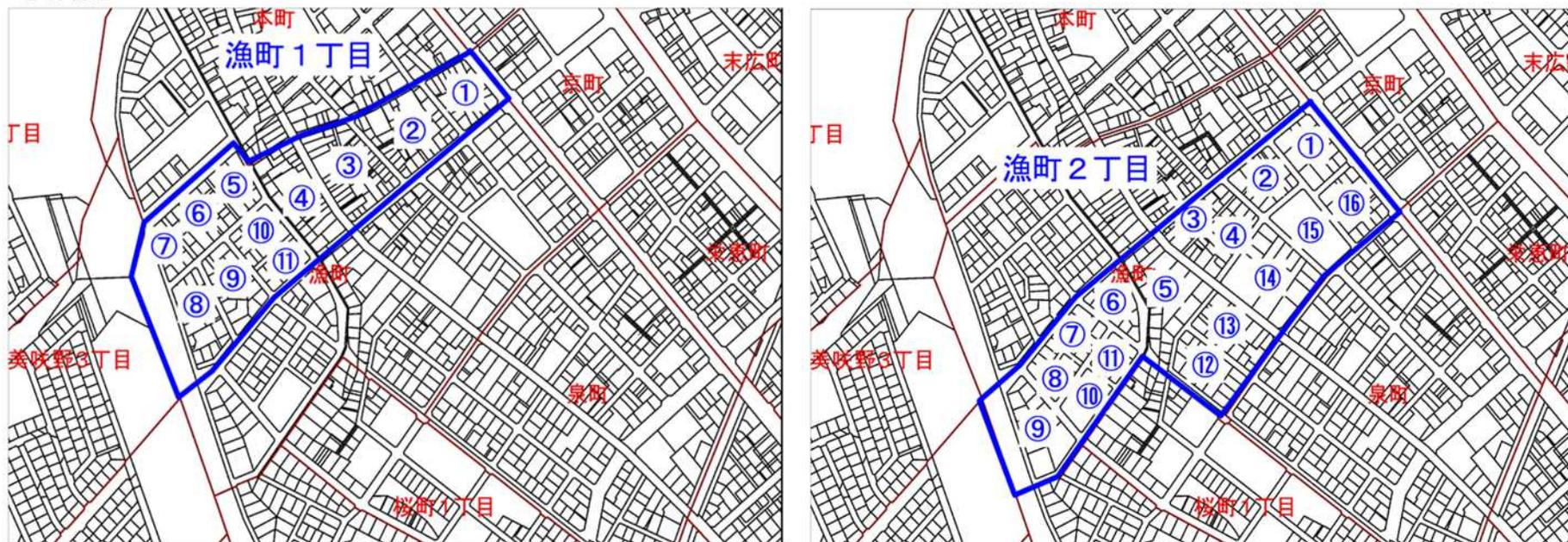


※実際はこれとは異なる場合があります。

住居表示（住所）の設定方法②

道路で囲まれた区画（街区）に街区符号をつける

【例】

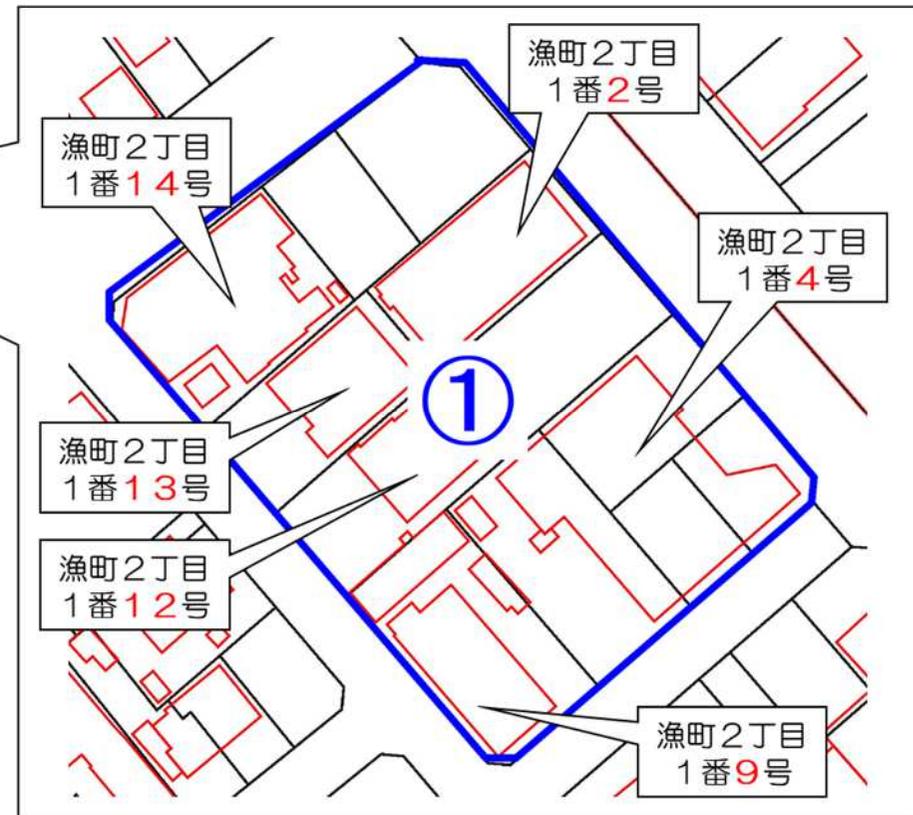


※実際はこれとは異なる場合があります。

住居表示（住所）の設定方法③

区画（街区）ごとに建物に住居番号をつける

【例】



※実際はこれとは異なる場合があります。

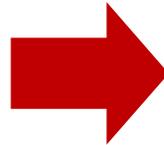
住所と地番の関係

現在、住所は土地の地番を使用しています。住居表示事業実施後は、地番の番号自体は変わりませんが〇丁目が新たにつきます。そのため「住所」と「地番」は違う番号になります。

～現在～

住所：恵庭市漁町501番地

地番：恵庭市漁町501番



～新しい表し方（例）～

住所：恵庭市漁町1丁目1番1号

地番：恵庭市漁町1丁目501番

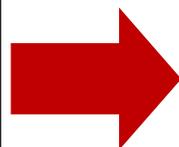
住所と本籍の関係

現在、漁町に本籍を置いている方は土地の地番を使用しています。住居表示事業実施後は、本籍の番号自体は変わりませんが〇丁目が新たにつきます。また、「転籍」の届出をすることで新しい住所の番号に変更することができます。（ただし漁町〇丁目〇番まで。〇号はつきません。）

～現在～

住所：恵庭市漁町501番地

本籍：恵庭市漁町501番地



～新しい表し方（例）～

住所：恵庭市漁町1丁目1番1号

本籍：恵庭市漁町1丁目501番地

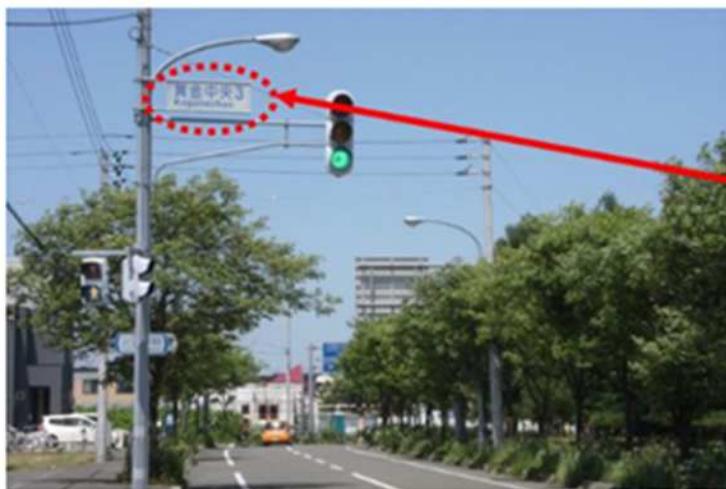
※この例の場合、「転籍」の届出をすると本籍は 恵庭市漁町1丁目1番 となります。

標識等の設置

住居表示事業実施後は、町内に表示板や案内板を設置します。

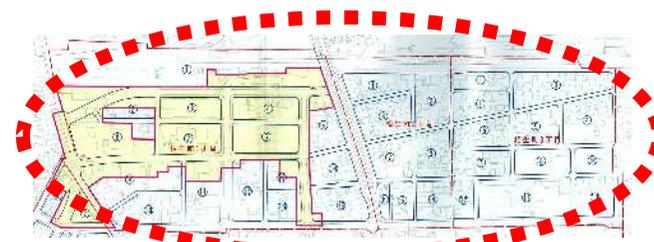
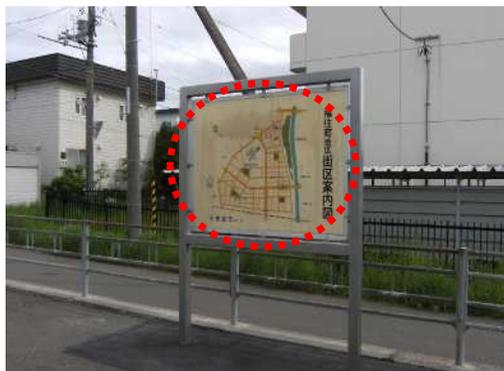
＜主要地点名表示板＞

信号機などに町名の表示板を設置します。



＜街区案内板＞

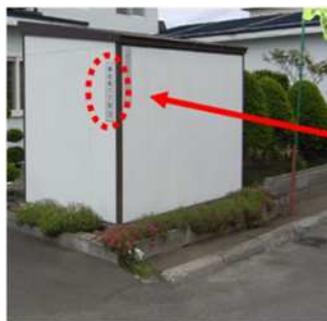
漁町の街区を示す地図を
主要な道路または公園に
設置します。



漁町〇丁目〇番までの地図

＜街区表示板＞

街区の角地にお住まいの
方には、街区表示板の取
付をお願いします。



漁町〇丁目
〇番までのプレート

＜住居番号表示板＞

お家の玄関付近に町名板
と住居番号表示板の取付
をお願いします。



漁町〇丁目〇番〇号までのプレート

住居表示のメリット

住居表示事業の実施により住所がわかりやすくなることで、次のような効果が期待されます。

郵便物などの配達が正確に行われる。

住宅や事業所などを初めて訪問する際に探しやすくなる。

緊急車両が現場を特定しやすくなる。

など

住居表示事業実施後の手続き

住居表示事業を実施すると住所が変わるため、ご自身で住所変更の手続きをしていただくものがあります。



<市役所関連の住所変更手続き>

名称	要否	手続き先
マイナンバーカード	必要	市民課
住民基本台帳カード	必要	市民課
在留カード	必要	市民課
身体障害者手帳	必要	障がい福祉課
精神障害者保健福祉手帳	必要	障がい福祉課
療育手帳（18歳以上）	必要	障がい福祉課
療育手帳（18歳未満）	必要	えにわっこ応援センター

<市役所関連の住所変更手続き（主なもの）>

名称	要否	備考
住民票（住民基本台帳）	不要	
戸籍（本籍）	不要	漁町〇丁目〇番に変更する場合は手続きが必要です
印鑑登録	不要	
国民年金	不要	
上下水道	不要	
国民健康保険	不要	
後期高齢者医療保険	不要	
子ども医療	不要	市役所から新しい住所の受給者証などを送付します
重度心身障害者医療	不要	市役所から新しい住所の受給者証などを送付します
ひとり親家庭等医療	不要	市役所から新しい住所の受給者証などを送付します
介護保険	不要	市役所から新しい住所の保険証などを送付します
母子健康手帳	不要	ご自身で新しい住所に書き換えてください
原動機付自転車 小型特殊自動車	不要	標識交付証明書の再交付には手続きが必要です

<市役所以外の住所変更手続き（主なもの）>

名称	要否	手続き先	備考
不動産登記	必要	法務局	権利部の所有者住所の変更
運転免許証	必要	警察署	
電気、ガス、灯油	必要	各電力会社、燃料会社	
携帯電話、インターネット回線	必要	各携帯電話、回線会社	
預貯金、株式	必要	各金融機関、証券会社	
クレジットカード	必要	各クレジットカード会社	
生命保険、損害保険	必要	各保険会社	
各種会員登録	必要	各サービス提供会社	
社会保険（健康保険、厚生年金など）	必要	勤務先	
普通自動車、126cc以上の二輪車の車検証または届出済証	△	札幌運輸支局	必須ではありませんが、住所変更するには手続きが必要です
軽自動車の車検証	△	軽自動車検査協会	必須ではありませんが、住所変更するには手続きが必要です

<郵便局関連の手続き>

市役所から郵便局へ住所変更を通知しますので、転送手続きは**不要**ですが、郵便貯金や保険契約などがある場合はご自身でお手続きが**必要**です。

また、お知り合いの方に住所変更をお知らせするためのハガキを配布いたしますので、ご利用ください（郵送料無料）。

郵便はがき

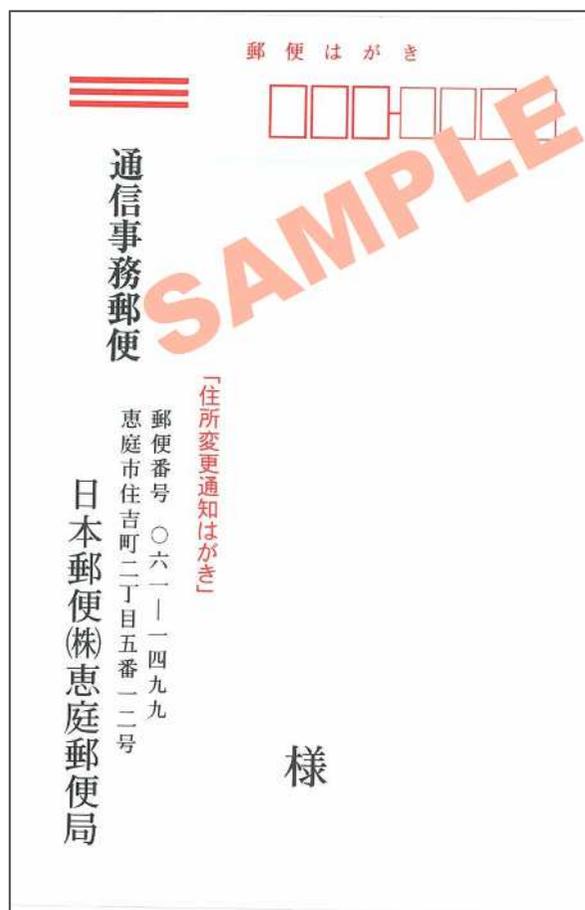
通信事務郵便

「住所変更通知はがき」

郵便番号 〇六一―一四九九
恵庭市住吉町二丁目五番二二号

日本郵便(株)恵庭郵便局

様

A sample envelope for a postal notice of address change. It features the postal logo (three red horizontal bars) and the text '郵便はがき' (Postcard) at the top. On the left, it says '通信事務郵便' (Postal Business Mail). In the center, there is a large red 'SAMPLE' watermark. Below that, it specifies the purpose: '「住所変更通知はがき」' (Address Change Notification Postcard). The recipient's address is listed as '郵便番号 〇六一―一四九九 恵庭市住吉町二丁目五番二二号' (Postal Number 061-1499, 2-5-22, Sumiyoshi-cho, Ebita-shi). The sender is identified as '日本郵便(株)恵庭郵便局' (Japan Post Co., Ltd. Ebita Post Office). The name of the recipient is indicated by '様' (Mr./Ms.).

住所の表示変更のお知らせ

住居表示の実施により令和〇年〇月〇日から、恵庭市漁町の住所の表示が変更されました。

下記お知り合いの方へこれから郵便物をお出しの際は、必ず新住所でお書きください。

※住居表示は住所の表示変更であり、お引越されたものではありません。

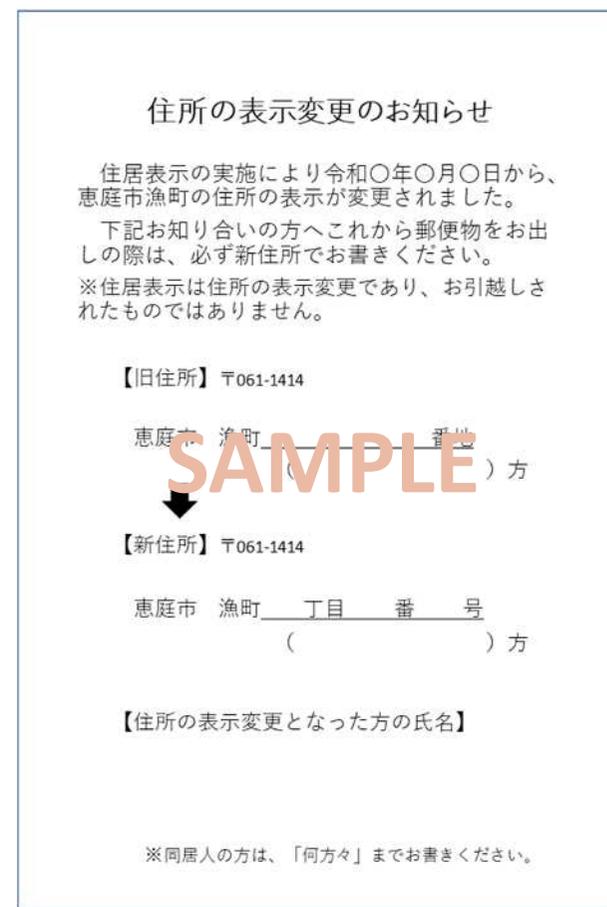
【旧住所】〒061-1414
恵庭市 漁町 () 番地

↓

【新住所】〒061-1414
恵庭市 漁町 丁目 番 号
() 方

【住所の表示変更となった方の氏名】

※同居人の方は、「何方々」までお書きください。

A sample text for an address change notification. It starts with the title '住所の表示変更のお知らせ' (Notice of Address Change). The first paragraph explains that due to the implementation of residential address representation, the address display in Ebita-shi, Ebita-cho will change from the start of the year 〇 (representing the current year). The second paragraph asks recipients to use the new address for mail delivery from now on. The third paragraph notes that this is only a change in address representation, not a move. The fourth paragraph shows the old address: '【旧住所】〒061-1414 恵庭市 漁町 () 番地'. An arrow points down to the new address: '【新住所】〒061-1414 恵庭市 漁町 丁目 番 号 () 方'. The fifth paragraph indicates where to write the name of the person whose address is being changed: '【住所の表示変更となった方の氏名】'. The final paragraph notes that for cohabitants, the name should be written as '何方々' (Someone). A large red 'SAMPLE' watermark is overlaid on the text.

実施スケジュール（予定）

令和6年11月	議会審議（区域、方法の決定）
令和7年1～2月	区域、町名変更の公示
令和7年3月	議会審議（町名変更の決定）
令和7年4月～	現地調査（業者訪問）
令和7年9月27日（土）	住居表示実施
住居表示実施後	住所変更手続き等開始

おわりに

予定どおり進めば、令和6年11月に住居表示の実施を決定し、みなさまにお知らせします。

その後、4月～現地調査などで業者がご自宅を訪問させていただきます。

令和7年9月に住居表示を実施して住所が変わるため、8月～9月頃に住所変更に係るお手続きについて再度説明会を開催する予定です。

みなさまにはご負担をおかけしますがご協力をお願いいたします。